

新潟市内の医療機関の方へ

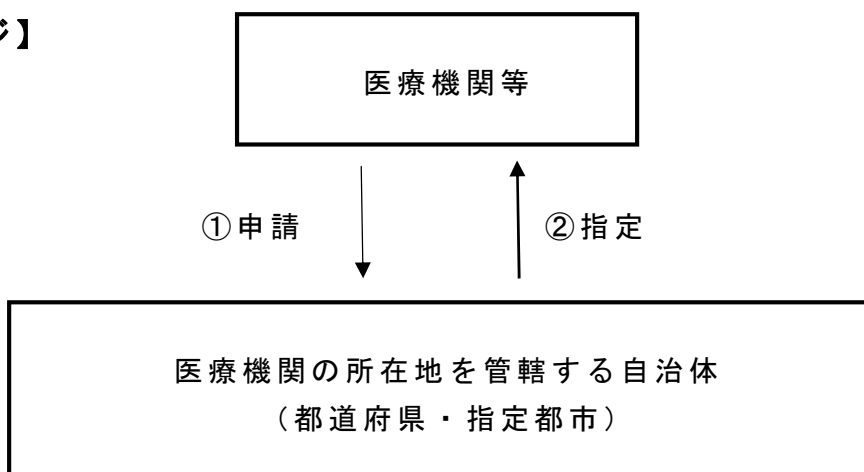
新たな難病医療費助成制度における 指定医療機関の申請をお願いします

新潟市保健所保健管理課

指定医療機関について

- ・「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「難病法」といいます。）が成立し、平成27年1月1日から新たな難病医療費助成制度が始まりました。
- ・難病法では、難病患者の方は、都道府県知事（平成30年4月以降は政令市長を含む）が指定した医療機関等（「指定医療機関」）が行う医療に限り、助成を受けることができます。
- ・指定医療機関の指定を受けるためには、申請の手続きが必要（指定は申請日の翌月1日から適用）になります。
- ・2ページ以降に申請手続等を記載しておりますので、ご参照の上、必要な手続きを行ってくださいようお願いします。

【申請イメージ】



※申請手続きの詳細は裏面をご覧ください

※新潟市外に所在する医療機関は、新潟県の指定となります。申請手続きの詳細については、新潟県福祉保健部健康対策課（TEL 025-280-5202）へお問い合わせください。

問い合わせ先
新潟市保健所保健管理課企画管理係
電話：025-212-8183

指定医療機関の要件・責務

【要件】（難病法第14条及び、省令）

- 以下の医療機関等であること。
 - 保健医療機関
 - 保険薬局
 - 健康保険法に規定する指定訪問看護事業者
 - 介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者（訪問看護事業者に限る。）
 - 介護保険法に規定する指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問看護事業者に限る。）
- 難病法第14条第2項で定める欠格事項（申請書の裏面参照）に該当していないこと。

【責務】（難病法第16条・第17条・第18条及びして医療機関療養担当規定）

- 指定医療機関の診療方針は健康保険の診療方針の例によるほか、指定医療機関は、難病医療費助成に関し、良質かつ適切な医療を行わなければならない。
- 指定医療機関は、難病医療費助成に係る医療の実施に関し、市長の指導を受けなければならない。
- 指定医療機関は、難病法及び難病患者に対する医療等に関する法律規則の定めるところによるほか、指定医療機関療養担当規定の定めるところにより、難病法の規定による特定医療を担当しなければならない。

指定医療機関の申請手続き等

【申請手続】

別紙 「指定医療機関指定申請書」 を新潟市保健所宛てに提出してください。

【提出先】

〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3丁目3-11
新潟市保健所保健管理課企画管理係

【留意事項】

- 申請書は、開設者となります。
- 指定後、新潟市から申請者宛てに指定通知を送付します。
- 指定を行った医療機関等の名称、所在地を新潟市に公示します。
- 指定の有効期間は6年間です。有効期間の更新には手続きが必要です。
- 指定医療機関は、該当指定医療機関の名称及び所在地その他申請書の記載事項について変更があったときは、変更手続きが必要です。

(宛先) 新潟市長

令和●年 ●月 ●日

開設者

住所 (法人にあっては所在地)

新潟市中央区学校町通〇-△△△-×

氏名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)

新潟市保健衛生部

理事長 新潟 花子

申請書裏面を
ご確認ください。

下記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項・第15条第1項の規定により指定医療機関の指定・指定の更新を受けたいので申請します。

なお、申請にあたり、役員を含め、裏面に掲げる難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項各号の規定に該当しないことを誓約します。

記

申請の種別 (いずれかに○)	① 保険医療機関 (病院又は診療所) 2 保険薬局 3 指定訪問看護事業者等		
保険医療機関等	名称	●●クリニック	
	所在地	郵便番号 950-XXXX 新潟市中央区学校町通〇-△△△-×	
	電話番号	025-〇〇〇-××××	
	コード※1	0000000	
開設者 (代表者)	住所又は所在地 (主たる事務所の所在地)	新潟市中央区学校町通〇-△△△-×	
	氏名又は名称 (法人にあっては名称及び代表者氏名)	新潟市保健衛生部 理事長 新潟 花子	
標ぼうしている診療科名 (病院又は診療所のみ記載)		●●科、●●科、●●科	
指定訪問看護事業者指定 年月日 (訪問看護事業者のみ記載)	健康保険	年	月 日
	介護保険	年	月 日
役員の職名及び氏名 (開設者が法人の場合のみ記載) ※2	職名	氏名	
	理事長	新潟 花子	
	理事	新潟 二郎	
	理事	新潟 三郎	
	理事	新潟 四郎	

書ききれない場合は、「別添のとおり」と記載し、役員名簿を添付してください。

※1 保険医療機関の場合は医療機関コード，保険薬局の場合は薬局コード，訪問看護事業者の場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号を記載してください。

※2 記載欄が不足する場合は、「別添のとおり」と記載し，役員名簿の写しを添付してください。

難病の患者に対する医療等に関する法律（抄）

第十四条 第五条第一項の規定による指定医療機関の指定（以下この節において「指定医療機関の指定」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下同じ。）又は薬局の開設者の申請により行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

二 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、第二十三条の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消のうち当該取消しの処分の理由となった事実その他の当該事実に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文の規定による指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

四 申請者が、第二十三条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日（第六号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第二十条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

五 申請者が、第二十一条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十三条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第二十条の規定による指定医療

機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 第四号に規定する期間内に第二十条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、通知日前六十日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 申請者が、前項の申請前五年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

八 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

九 申請者が、法人でない者で、その管理者が第一号から第七号までのいずれかに該当する者であるとき。

3 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしないことができる。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設でないとき。

二 当該申請に係る病院若しくは診療所若しくは薬局又は申請者が、特定医療費の支給に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第十八条の規定による指導又は第二十二条第一項の規定による勧告を受けたものであるとき。

三 申請者が、第二十二条第三項の規定による命令に従わないものであるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定医療機関として著しく不適当と認めるものであるとき。

第四十条 この法律中都道府県が処理することとされている事務に関する規定で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。